

藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例

藤枝市都市公園条例(昭和40年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第20条の2に次の3項を加える。

- 3 第1項の規定により、指定公園の管理を指定管理者が行う場合に当たっては、利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 5 第1項の規定により、指定公園の管理を指定管理者が行う場合に当たっては、利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表第2(7)の部中

「

(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	1日全面	7,600
	クレー広場	1日全面	2,160

」を

「

(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	午前8時から 午前12時まで	全面	3,800
		午後1時から 午後5時まで	全面	3,800
		午後6時から 午後9時まで	全面	7,100
		午前8時から 午後5時まで	全面	7,600
		午後1時から 午後9時まで	全面	10,900
		午前8時から	全面	14,700

		午後9時まで		
	クレー広場	午前8時から 午前12時まで	全面	1,080
		午後1時から 午後5時まで	全面	1,080
		午前8時から 午後5時まで	全面	2,160

」に改め、

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 総合運動公園多目的広場を半面使用するときは、それぞれ当該使用料の2分の1の額とし、10円未満は切上げとする。
- 2 午前8時から午後6時までの間に人工芝広場の照明設備を使用するときは、使用の許可を得た時間1時間につき1,420円を加算した使用料を徴収する。
- 3 藤枝市民、市内の事業所等に勤務する者及び市内の事業所等以外のものが、総合運動公園多目的広場を使用するときは、当該使用料の50%に相当する額を加算する。

別表第3中

「

藤枝総合運動公園	(1) 第4条及び第5条の3の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
----------	--

」を

「

藤枝総合運動公園	(1) 第4条及び第5条の3の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 利用料金の徴収に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
----------	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の多目的広場の使用について適用し、同日前までの使用については、なお従前の例による。